

答申第 164 号

平成 16 年 2 月 12 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 14 年 10 月 7 日付けで諮問された県立高等学校教員補助者選考に係る面接文書様式非公開の件（諮問第 237 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成 14 年度県立高等学校教員補助者選考に係る面接文書様式は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、平成 14 年度県立高等学校教員補助者選考に係る面接文書様式(以下「本件行政文書」という。)を神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が平成 14 年 6 月 25 日付けで非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、教育委員会が本件行政文書には、県の機関が行う事務に関する情報であって、監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第 5 条第 4 号に該当するとして非公開とした処分は、次に掲げる理由から条例の解釈を誤っている、というものである。

ア 条例第 5 条第 4 号該当の点について

実施機関である教育委員会は、本件行政文書を条例第 5 条第 4 号アに該当するとして非公開としたが、本件行政文書は高校ごとに使用していたり、使用していなかったりとその取扱いが異なっており、本件行政文書を面接の際に使用していない高校にとっては、これを公開しても選考事務に支障がなく、正確な事実の把握を困難にするおそれもない。

したがって、本件行政文書は、同号に該当しない。

イ 時限性公開について

県立高等学校における教員補助者の採用は、「県立高等学校教員補助者配置事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づいて行われているが、実施要綱によれば、事業期間の終了が平成 17 年 3 月 31 日となっていることから、非公開とする理由のなくなる期日を明示できたにも

かかわらず、本件処分の際にこれを行わなかったことは、行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにすることを規定している条例第 10 条第 3 項に違反する。

ウ その他

県立高等学校教員補助者選考に係る面接の際に、本件行政文書を使用している高校と使用していない高校があることは、県立高等学校教員補助者選考事務の際に求められる公平性を欠いている。

3 実施機関（教育庁教育部高校教育課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（1）本件行政文書について

本件行政文書は、平成 14 年 4 月から実施された県立高等学校教員補助者選考の際に使用された面接文書様式である。

本件行政文書は、高校教育課で作成し、教員補助者選考に関する説明に際して、参考として高校へ配布したものである。各高校は、本件行政文書又は本件行政文書と同様のものを使用して、選考を行っている。

（2）条例第 5 条第 4 号該当性について

本件行政文書には、選考に関する判断基準が詳細に示されているため、これを公開した場合には、面接者が応募者に質問するときの観点が想定できることとなり、次に行われる教員補助者選考の際に、事前に情報を知り得た応募者に恣意的な行為を許してしまうなど選考に当たり公平性が損なわれ、応募者の正確な人物の把握を困難にするおそれがあることから、条例第 5 条第 4 号アに該当する。

（3）時限性公開について

県立高等学校教員補助者配置事業は実施要綱上平成 17 年 3 月 31 日で一応終了することになっているが、同事業は実質的には国の補助事業として平成 11 年度から 3 カ年にわたり実施されてきた雇用対策事業が引き続いて平成 14 年度から実施されてきたものであることから、この事業は今後も継続する可能性があり、事業の終了日は確定期日とはなっておらず、時限性

公開の規定には該当しない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成14年度県立高等学校教員補助者選考に係る面接文書様式である。

(3) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号に掲げられている情報は、該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 実施機関は、本件行政文書には選考に関する判断基準が詳細に示されており、公開した場合には、面接者が応募者に質問するときの観点で想定できることとなり、次に行われる教員補助者選考の際に、事前に情報を知り得た応募者に恣意的な行為を許してしまうなど正確な人物の把握を困難にするおそれがあることから、条例第5条第4号ア「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ」があるものに該当すると説明している。

本件行政文書には、実施機関が説明するとおり、面接者が応募者に質問するときの観点が想定できると考えられる部分が含まれているもの

の、当該部分は市販されている面接試験関連図書に記載されている内容と同程度の抽象的なものであり、同種の試験又は選考を受けようとする者であれば、おおよそ想定し得る内容であると考えられる。

さらに、本件行政文書は、参考として高校に配布されたものにすぎず、必ずしも、教員補助者の選考の際に、高校が使用しなければならないものではない。また、実際上も、面接における質問は、被面接者の応答内容や態度に応じて臨機応変に行われるものと考えられる。

以上のことからすると、これを公開することにより、「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ」があるものとは認められず、条例第5条第4号アに該当しないと判断する。

(4) 時限性公開について

不服申立人は、実施要綱には事業期間の終了が平成17年3月31日と明記されていることから、本件処分に係る諾否の決定の通知書には、条例第10条第3項に基づいて、非公開とする理由のなくなる期日を明示すべきである旨主張している。

条例第10条第3項は、情報公開請求に対して行政文書の全部又は一部の公開を拒む諾否の決定を請求者に通知する場合には、「行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない」と規定している。

この点について、実施機関は、県立高等学校教員補助者配置事業は実施要綱上平成17年3月31日で一応終了することになっているが、同事業は実質的には国の補助事業として平成11年度から3カ年にわたり実施されてきた雇用対策事業が引き続いて平成14年度から実施されてきたものであることから、この事業は今後も継続する可能性があり、事業の終了日は確定期日とはなっておらず、時限性公開の規定には該当しないと説明している。

以上のことからすると、この種の県立高等学校の教員補助者選考は、今後も行われることが考えられ、実施機関が公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示できないとしたことは不相当とはいえない。

(5) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記 2 (2) ウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 14 年 10 月 7 日	諮問
10 月 11 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
11 月 11 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
11 月 13 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
12 月 16 日	不服申立人から非公開理由説明書に対する意見書を受理
12 月 24 日	実施機関に非公開理由説明書に対する意見書を送付
平成 15 年 8 月 8 日 (第 25 回部会)	審議
8 月 28 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取 指名委員により、実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
9 月 1 日 (第 26 回部会)	審議
11 月 20 日 (第 28 回部会)	審議
12 月 18 日 (第 29 回部会)	審議
平成 16 年 1 月 8 日 (第 30 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正 史	獨 協 大 学 教 授	部 会 員
鈴木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成16年2月12日現在)(五十音順)